

令和2年12月15日

令和2年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年12月15日 開会

令和2年12月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年12月15日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和2年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和2年12月15日(火)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和2年12月15日～12月18日(4日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	4番 小山 辰美 議員 会議録署名議員の指名 5番 木村 圭 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第67号	奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	原案可決
7	議案第68号	奥多摩後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第69号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第70号	奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第71号	奥多摩町営観光施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第72号	奥多摩町移住・定住応援条例の一部を改正する条例	原案可決
12	—	人権擁護委員候補者の推薦について	適任
13	—	陳情の受付について	陳情第 2号 経済厚生常任委員会付託

(午前11時37分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 2 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

4 番、小山辰美議員、

5 番、木村圭議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 8 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） おはようございます。

令和 2 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 8 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 12 月 18 日までの 4 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、タブレットに格納してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 11 件であります。本日及び明日 16 日の 2 日間で審議いたします。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、本日 15 日本会議終了後、経済厚生常任委員会を開催し、審査を願います。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、明日 16 日に行います。

次に、12 月 18 日は、本会議 3 日目、本定例会の最終日ではありますが、一般質問を行い、閉会する予定であります。

一般質問の通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるよう、ご協力をお願いいたします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。タブレットに格納してあります提案

件一覧及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

はじめに、議案第 67 号の新設条例及び議案第 68 号から議案第 72 号までの条例の一部改正条例につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、5つ飛びまして、人権擁護委員候補者の推薦については、単独上程の即決と決定しております。

本日の審議はこれをもって終了し、補正予算については、本会議 2 日目を明日 16 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 73 号から議案第 77 号までの令和 2 年度の一般会計をはじめとする特別会計等 5 議案について一括上程とし、採決は、それぞれ即決と決定しております。

説明は、はじめに副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より、議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに審議と採決を行うことと決定しております。

以上が上程別・採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 4 日間とし、議案の上程別及び採決別についても合わせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 4 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 皆様、おはようございます。

本日、令和2年度第4回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に関する事項についてですが、先月来、都内をはじめ、全国的にも感染再拡大の状況が続いており、東京都においては、特に重症者数の増加状況から、東京都独自の感染状況を4段階のうち最も高い警戒レベルに引き上げました。

先月25日には小池都知事が緊急会見を行い、都民、都内事業者に対してでき得る限りの不要不急の外出自粛要請を行っており、特に、先月28日から今月17日までの20日間、酒類の提供を行う飲食店などに対して営業時間の短縮要請を行うなど、「感染対策 短期集中」として感染拡大防止対策をより一層強化している状況でありました。

しかしながら、依然として感染が拡大し、減少の兆しが見えないことから、昨晚、東京都は対策本部会議を開き、営業時間の短縮要請について年明けの1月11日まで延長することを決定したところであります。

また、国は、全国的な感染拡大の状況からG o T o トラベルについて12月28日から1月の11日まで全国一斉に一時停止し、更に、東京都を目的地とする旅行については先行して一時停止することとし、出発地とする旅行は自粛を要請することを昨晚開かれた政府の対策本部会議で決定したところであります。

町においては、夏の観光シーズンに続き、秋の紅葉の見ごろを中心とした観光シーズンについても国のG o T o トラベルや東京都の「もっとT o k y o」東京などの観光促進事業の影響により、このコロナ禍において多くの観光客が来町された状況でありましたが、住民皆様、事業者皆様の感染防止対策へのご協力によりまして、これまでに住民の方3名が新型コロナウイルス感染症に感染されたものの、現在までに皆様回復され、現時点、町内においては各家庭や学校、事業所などにおいて感染が拡大している状況ではないことに改めて感謝を申し上げます。

一方、自然災害への備えとして、9月には東京電力パワーグリッド株式会社立川支社様と「災害時における停電の早期復旧の連携等に関する基本協定」を締結したところであり、更に11月には、東京都の総合防災訓練に町として全面的に協力し、峰谷地区においてドローンによる物資搬送訓練が行われ、都庁にて指揮をとられた小池都知事とともに、Web会議システムを使用して情報連携を図ったところであります。

今後も台風など大雨による土砂災害や大雪による雪害などの自然災害に備え、東京都をはじめ、関係機関との連携強化を図ってまいりますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、10月に報道発表されましたJR東日本の2021年春のダイヤ改正における終電時刻繰り上げについてですが、青梅線においても対象線区とされており、終電時刻の繰り上げによる減便が懸念され、住民生活にも直結する問題であることから、先月30日に現行の運行本数の維持などについて意見交換を行うとともに、その内容を本社へ伝達していただくための文書を私から直接JR八王子支社の下村支社長に提出し、お願いをいたしました。

これまでにJRでは、アドベンチャーラインの運行や各種イベントの実施、奥多摩駅駅舎の改築並びに「奥多摩もみじ大爆発」として青梅・奥多摩もみじ協定を締結するなど、青梅・奥多摩間の沿線活性化のために様々な活動を展開しております。

このコロナ禍においてJR東日本全体の収益悪化も報道される中、今後も地域住民等とよりよい関係を築いていく必要があり、更なる連携を図られるよう合わせてお願いをしております。

次に、今定例会に提案します議案等についてご説明申し上げます。

議案第67号 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町議会議員及び町長選挙において公費負担についての規定を整備するものであります。

議案第68号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正により、延滞金の割合の特例について規定を整備するものであります。

議案第69号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正により、延滞金の割合の特例について規定を整備するものであります。

議案第70号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、省令等の改正に伴い、規定を整備するものであります。

議案第71号 奥多摩町営観光施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、奥多摩小屋閉鎖に伴い、規定を整備するものであります。

議案第72号 奥多摩町移住・定住応援条例の一部を改正する条例につきましては、補助金の交付対象者となる要件について規定を整備するものであります。

次に、議案第73号から議案第77号までにつきましては、現在執行しております令和2年度奥多摩町一般会計、国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の特別会計及び病院事業会計の計5会計の補正予算案となります。

以上、新設条例1件、条例の一部改正5件、補正予算案5件の計11件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない今、多くの皆様が様々な不安を抱えております。感染防止対策と人権擁護の徹底を図りつつ、人と人との心の繋がり、思いやりをしっかりと持ち、住民同士が協力して、お互いが分かり合えるまちづくりが必要であると感じております。

町を取り巻く環境は、少子高齢化、行財政対策など、依然として厳しい状況が続いておりますが、奥多摩の未来（あす）を創るために様々な施策に優先順位をつけ、一步一步着実な町政の進展を図り、一人一人が笑顔で健康に暮らせるまちづくりを進めてまいり所存でありますので、住民皆様、そして、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。令和2年第4回奥多摩町議会定例会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第67号 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレットの議案第67号をご覧ください。

議案第67号 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

新設条例でございますが、次の2ページの条例第1条趣旨から4ページの第12条委任までの規定と、下段から次の5ページにかけまして、附則で施行期日と適用区分を規定しております。

本条文と同様に要点をまとめました奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選

挙運動の公費負担に関する条例の概要、A3横判になります。資料をお配りさせていただきましたので、概要版の資料でご説明をさせていただきます。A3横判をご覧ください。

はじめに、1として、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）でありますが、（1）町村の選挙における立候補環境の改善のため、市と同様の選挙公営の対象に拡大すること、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度の導入を行うものでございます。

（2）概要ですが、①として選挙公営の拡大では、町村議会議員・町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が公費負担の対象となったものでございます。

②として町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁では、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁し、上限枚数は1,600枚。ビラの種類、頒布方法、規格等は、市議会議員選挙と同様で、③として町村議会議員選挙における供託金制度の導入では、町村議会議員選挙に供託金制度を導入し、額は15万円。没収点は、市議会議員選挙と同様でございます。

次に、2として、奥多摩町議会議員及び奥多摩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の要約でございます。表中の条、見出し、概要の順にご説明をさせていただきます。

第1条趣旨。公職選挙法に基づき、町議選・町長選において選挙運動用自動車の使用、選挙ビラの作成、選挙ポスターの作成に係る費用を公費負担とすることについて必要な事項を定めるものでございます。

第2条自動車の使用の公費負担。公費負担の上限を候補者1人につき1日当たり6万4,500円とする。ただし、供託物が没収されなかった場合に限る。

第3条自動車の使用の契約締結の届出。選挙運動用自動車の使用について公費負担を受けるには、次の場合にそれぞれ有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない。

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー、ハイヤー等の貸し切り型で乗客11人未満の旅客運送事業者）と自動車の借入代、燃料代、運転手の雇用を一括して含む場合。

その他の者（レンタカー業者、マイカー所有の知人等（候補者と生計を一にする親族の場合は、業（仕事）としていないと対象外））と自動車の借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用をする場合。

第4条第1項自動車の使用の公費負担額及び支払手続。第3条による届け出をした候補者が選挙運動用自動車を使用したことによる支払うべき金額のうち、次の各号の区分に応じた金額を業者等からの請求に基づき、業者に支払う。ただし、供託物が没収されなかった場合に限る。

第4条第1項第1号、見出し上記同じ。一般運送契約（ハイヤー方式）の場合の限度額は1日につき6万4,500円。ただし、2台以上使用しても公費負担は候補者の指定する1台に限る。

表の右側に移ります。第4条第1項第2号自動車の使用の公費負担額及び支払手続。一般運送契約以外の個別契約（レンタカー方式）による自動車借り入れの契約、燃料供給契約、運転手雇用契約の限度額を規定いたします。

第4条第1項第2号ア、見出し上記同じ。自動車借り入れ契約の場合、限度額は1日につき1台1万5,800円。

第4条第1項第2号イ、見出し上記同じ。燃料供給契約の場合、限度額は1日当たり7,560円。

第4条第1項第2号ウ、見出し上記同じ。運転手雇用契約の場合、限度額は1日につき1人1万2,500円。

第5条自動車の使用の契約の指定。選挙運動用自動車の使用に当たり、第4条に定める契約を複数締結している場合は、候補者の指定する一つの契約のみを公費負担とすることとする。

第6条ビラの作成の公費負担。第8条に定める作成単価にビラの作成枚数を掛けた金額を限度額として無料でビラを作成することができる。ただし、供託物が没収されなかった場合に限る。なお、ビラの作成限度枚数について、再選挙では、町長選1,800枚、町議選600枚となります。

第7条ビラの作成の契約締結の届出。ビラの作成について公費負担を受けるには、ビラ作成業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第8条ビラの作成の公費負担額及び支払手続。ビラの作成単価の限度額は7円51銭。ビラの作成枚数範囲（法第142条第1項第7号）は、町長選挙5,000枚まで、町議選挙1,600枚まで。作成単価限度額と作成枚数範囲を掛けたものが公費負担の限度額となり、業者からの請求に基づき業者に支払うものでございます。

第9条ポスターの作成の公費負担。第11条に定める作成単価にポスターの作成枚数を掛けた金額を限度額として無料でポスターを作成することができます。ただし、供託物が

没収されなかった場合に限る。

第 10 条ポスターの作成の契約締結の届出。ポスターの作成について公費負担を受けるには、ポスター作製業者と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 11 条ポスターの作成の公費負担額及び支払手続。ポスターの作成単価の限度額は 525 円 6 銭。作成単価限度額とポスター掲示場の数を掛けた金額に 31 万 500 円を加えた金額が公費負担の限度額となり、業者からの請求に基づき業者に支払うものでございます。

第 12 条委任。この条例の施行について必要な事項は委員会が別に定める。

附則、施行期日。公布の日から施行。

適用区分。施行以後に実施される町議選挙、町長選挙から適用されます。次回の予定でございすが、町議会議員選挙令和 5 年度、町長選挙令和 6 年度でございす。

なお、手続関係の詳細につきましては、条例を可決していただいた後、奥多摩町選挙執行規程の一部を改正し、各契約の届出、確認申請、使用証明書及び請求書などの規程を整備してまいります。

以上で、議案第 67 号 奥多摩町議会議員及び奥多摩町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 67 号の質疑を行います。質疑はありますか。9 番、石田議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございす。

今回、公費負担ということで、志のある若い人たちが出やすい環境整備に関する条例かなということだと思います。あと、供託金制度を導入して、資格のない被選挙権の方が出られないようにするというようなことかなというように、かなり前進する条例だと思いますけれども、何点か基本的なことでもちょっと申し訳ないんですけども、確認させていただきたいと思ひますけども、第 2 条の日数ですけども、例えば町議会議員の場合は 5 日間選挙期間がありますけど、この単価に掛ける 5 ということでのいいのかどうか。

2 点目は、3 種類の有償契約があるんですけども、例えばその他のものと有償契約すると仮定して、このイのところの燃料供給契約の場合というのはどういうことが想定されるのかということをお伺いしたいのと、最後に、第 12 条の委任ですけれども、この条例の施行について必要な事項は委員会が別に定めるとありますけど、これは選挙管理委員会のことでよろしいかどうか。3 点お伺いします。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9番、石田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の第2条の日数の関係でございますけれども、こちらにつきましては議員がおっしゃるとおり、告示日から選挙執行期日前ということで5日間になります。

次の2点目でございますけれども、3種類ということで、第4条第1項第2号のイの部分の燃料代ということで、こちらは燃料代が1日の限度額ということが決まっておりますので、7,560円に5日間を掛けた日数ということで3万7,800円が限度額となります。

3点目の第12条委任でございますが、こちらにつきましては、選挙管理委員会が別に定めるということで、奥多摩町の執行規程を示すものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。11番、高橋邦男議員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

国政選挙とかの場合には財源が国、或いは都の選挙の場合には都から来ると思うんですけど、町議選、それから町長選の場合には、一般財源というんですかね、町の持ち出しで賄うのかどうか。

それから、もう一点は、没収される場合の得票数というのがあると思うんですけど、市議会議員選挙と同様と書いてありますが、実際にはどのぐらいなのか、ちょっとその2点よろしくをお願いします。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 11番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の財源でございますけれども、町単独になりますので、一般財源になります。おおよそでございますけれども、例えば第4条の第1項第1号の一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約を締結した場合ですけれども、これ1日当たり6万4,500円と。この中には車両代、燃料代、運転手代が含まれたものと理解していただければいいと思います。こちらを5日間で掛けると32万2,500円という形になります。こちらを例えば今回の議員さんの選挙を執行したとき16名でございますので、16名で掛けると516万という形になります。こちらが町単独費用という形で出ていく形になります。そのほかにビラですとか、ポスター、それも同様の算出の仕方になってまいります。

続きまして、2点目でございます。没収点でございます。こちらにつきましては、有効投票総数を町の議員定数で割りまして、その10分の1ということで、これ算出いたしますと、今回、議員さんの選挙ですと3,189票が有効投票総数になります。こちらを12人

で割って10分の1ということで10で割ると26.575という数字が出ます。ですので、27票になります。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第67号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第67号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第67号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第7 議案第68号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第68号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご提案のご説明を申し上げます。タブレットページですと6ページになります。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、規定を整備する必要があることから議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正では、地方税法等の一部改正により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに合わせ文言整備を行うもので、延滞金の特例割合等に変更があるものではございません。

条例改め文もございますが、タブレット8ページの新旧対照表によりご説明申し上げます。

条例附則第3条延滞金の割合の特例になりますが、最初の下線部にあります「特例基準

割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改め、次に、租税特別措置法の施行年、法律番号を括弧書きで加え、次に、「の規定により告示された割合」との表記を「に規定する平均貸付割合をいう。）」と改めるものでございます。

以下の下線部につきましても同様の文言整備となっております。

附則といたしまして、1、施行期日、この条例は令和3年1月1日から施行する。

2、経過措置、この条例による改正後の奥多摩町後期高齢者医療に関する条例、附則第3条の規定は、施行の日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第度 68 号 奥多摩町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 68 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 68 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 68 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 68 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午前 11 時 00 分から再開いたします。

午前 10 時 44 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8 議案第69号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） タブレット 26 分の 9 ページをご覧ください。議案第 69 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。26 分の 11 ページ、新旧対照表をご覧ください。

すべて文言整理をするもので、附則第3条の下線部分「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に改め、その次の「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」につきましては「その年」に改め、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の奥多摩町介護保険条例附則第3条の規定は、施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第69号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第69号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第69号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第69号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 69 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 69 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 70 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 菊池 良君 登壇]

○福祉保健課長(菊池 良君) それでは、タブレット 26 分の 12 ページをご覧ください。議案第 70 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 40 号)等の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省第 61 号)の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正条項は、大変複雑で多岐に渡っておりますので、条例改め文、新旧対照表もございますが、条例改正の概要、A 4 判両面の資料をお配りさせていただきましたので、その資料でご説明申し上げます。

まずはじめに、概要といたしましては、全国的に喫緊の課題となっております待機児童の解消に向けて規定を整備しておくものでございます。

資料の上から 3 行目になります丸の部分からご説明いたします。

家庭的保育事業等とは、0 歳から 2 歳児を対象とした小規模な保育事業者で、自宅や安全に配慮された保育室などで行われる家庭的保育事業所や従業員が就業中に子どもを一時預けられる企業所内保育事業所などがございます。その保育事業所を卒園後、3 歳以後となりますが、町は受け皿となる教育・保育の提供のため、連携施設、保育所等を確保しなければならないとされておりますが、その部分等の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、保育園と比較して小規模であることから、町が先行して 3 歳以後の利用の保育園等の調整の措置を講じている場合、いわゆる入所の優先枠を作っておくなどをしていけば連携施設の確保はしなくてよいとする規定等を追加しているものでございます。

はじめに、第 5 条では、新たに第 6 条、第 16 条に項が新設されたため、項を指定する

必要を説明しております。

その第6条第2項及び第3項では、代替保育に係わる連携施設の確保義務の緩和として、代替保育の提供に係わる連携施設の確保が困難な家庭的保育事業者等においては、一定の要件を満たす場合は、代替保育の提供される場所に応じて小規模保育事業A型事業者等または同等の能力を有すると認める者を確保することをもって連携施設を確保することに替えることができるとしております。

同条の第4項と第5項では、家庭的保育事業者等による3歳以後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、入所定員が20人以上で、町が適当と認める施設は連携施設として設定できるとしております。

次の第16条は、家庭的保育者の居宅での保育が行われている家庭的保育事業者、障害、疾患など、裏面をお願いします。個別のケアが必要で、自宅で1対1で行う保育につきましては、保育所等から調理業務を受託し、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供やアトピー等への配慮等に適切に応じることができると町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするとしております。

第37条では、居宅訪問型保育事業において母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合に加え、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上、もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応を追加しております。

第45条では、新たに第6条に第2項が新設されたため、項の指定を行い、第45条にも第2項として、満3歳以上の児童を受入れている保育所型事業所内保育事業所について卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができると追加しております。

附則第2条は、家庭的保育者の居宅で行われている家庭的保育事業のみ、乳幼児への食事の提供を居宅内で提供する方法により行う自園調理のために必要な体制を確保するという努力義務を課し、自園調理に関する規定の適用猶予期間を5年から10年と延長し、第16条第2項第4号の規定により、家庭的保育事業のうち、家庭的保育者の居宅において行われるのみが対象としております。

附則第3条は、今回第45条第2項で、特例保育所型事業所内保育事業者は、連携施設の確保をしないことができるとしたことから、本条の経過措置の対象から特例保育所型事業所内保育事業者を経過措置から除くとしております。

附則第4条、第5条につきましては、「施行の日」から「施行日」に文言整理をして

おります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

奥多摩町には現在、0歳児から2歳児を受け入れる家庭的保育事業所はございません。一部条件緩和などについての国からの通知による改正でございます。

以上で、議案第70号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第70号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第70号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第70号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第70号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第10 議案第71号 奥多摩町営観光施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

〔観光産業課長 杉山 直也君 登壇〕

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第71号 奥多摩町営観光施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をさせていただきます。タブレットの21ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、奥多摩小屋閉鎖に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。タブレットの23ペー

ジ、新旧対照表をご覧ください。

第2条名称及び位置の表中、右側の旧表の上から9番目の項にございます名称、雲取山奥多摩小屋、その右の位置、同日原1,024番地の1を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第71号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第71号の質疑を行います。質疑はありませんか。4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） 将来的に、この奥多摩小屋を観光のために復活できることはないのでしょうか。それを伺いたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4番、小山議員からのご質問にお答えを申し上げます。奥多摩小屋の将来的な復活についてというご質問でございます。

奥多摩小屋につきましては、現在、解体工事ということで解体のほうを進めて、ほぼ終了している状況でございます。

令和2年第1回定例会で1番、伊藤議員さんからのご質問、また、令和2年の第3回定例会の決算特別委員会で6番、大澤議員さんからのご質問でお答えはさせていただいておりますが、町といたしましては、解体後に新たに施設を建てるという予定はございません。東京都の環境局、東京都水道局、国の環境省と町による4者の協議を行っておりまして、今後の活用につきましては、東京都のほうに何らかの対応をお願いしたいということで、町といたしましては財源的な問題もございますので、実施するのは難しいということで過去にも議会の中でお答えをさせていただいておりますので、奥多摩小屋の復活という部分に対しては、今のところというか、考えておりませんので、ご理解をいただければと思います。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第71号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 71 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 71 号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 11 議案第 72 号 奥多摩町移住・定住応援条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

[若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇]

○若者定住推進課長(新島 和貴君) それでは、タブレットの 24 ページをお開きください。議案第 72 号 奥多摩町移住・定住応援条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、奥多摩町移住・定住応援補助金の対象者となる要件について規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございしますが、新旧対照表、タブレット 26 ページをお開きください。第 6 条の要件に新たに 3 号として「住民税等や各種使用料等を滞納していないこと。」を追加するものです。この規定は、条例施行規則で規定しておりましたが、条文に明文化するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 72 号 奥多摩町移住・定住応援条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(原島 幸次君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 72 号の質疑を行います。質疑はありますか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番(相田恵美子君) 要件の第 6 条(1)の文言についてなんですけども、「現に町内に居住しているか、Uターン又は I ターンしようとする若者等であること」とございしますが、その若者等の定義を教えていただければと思います。

○議長(原島 幸次君) 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長(新島 和貴君) 3 番、相田議員のご質問にお答えします。

ただいまご質問の若者等の定義でございますが、若者等の定義につきましては、条例第2条の定義の部分の第1号に若者等ということで、45歳以下の夫婦、もしくは子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯又は35歳以下の者ということで条例上規程しております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野です。

実際、滞納そういうのにあたるいきさつということで、今までそういう滞納等があったかどうか。あれば何件ぐらいあったのか。そのところをちょっと教えていただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 若者定住化推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 10番、宮野議員さんのご質問にお答えします。

滞納上の状況でございますが、こちらの事業につきましては、前身の若者定住応援条例から始まって5年ごとに見直すということで進めております。その中で滞納等を理由に返還をしていただいたという事案は1件もございません。ただし、要件を喪失するという事で、奥多摩町から町外に出ていってしまったという案件が1件ございます。その1件でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第72号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第72号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第72号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第72号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 12 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 人権擁護委員候補者の推薦についてをご覧ください。

3分の1 ページをごらんください。

人権擁護委員候補者の推薦について提案のご説明をさせていただきます。

人権擁護委員、師岡さと子氏が令和3年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者に下記の者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にご意見をお伺いするものです。

氏名は、小峰京子。生年月日は、昭和30年12月12日生まれで65歳。住所は、奥多摩町氷川1,484番地1でございます。

小峰京子氏の学歴、経歴としての職歴等につきましては、次ページ以降の履歴書のとおりでございます。

人権擁護委員法第二条では、「人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。」と委員の使命を定めており、小峰氏は長年にわたり公立病院の看護師として、また、平成10年7月からは、奥多摩町国民健康保険・奥多摩病院に勤務し、平成22年4月からは看護師長としてご活躍されております。この間、看護師として勤める中で、高齢者、障害のある方、そのご家族と係わる中で相談支援も行ってまいりました。

また、平成30年12月からは、奥多摩町支え合いの地域づくり推進協議体委員、お太助隊のメンバーとして、子どもから高齢者まで助け合いの輪を広げていく活動に取り組んでおり、学識・経験ともに、人権擁護委員として適任者でありますので、推薦いたしたく、ご意見を求めるものでございます。

なお、任期は3年で、町には現在2名の委員が法務大臣から委嘱されております。

以上で、提案のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について質疑及び意見を求めます。質疑及び意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 次に、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

日程第 12 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の候補者、小峰京子さんを適任とすることに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数と認めます。よって、原案の候補者、小峰京子さんを適任とすることに決定しました。

次に、日程第 13 陳情の受付についてを議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、朗読をさせていただきます。

議請願第 2 号 令和 2 年 12 月 15 日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長、原島幸次。

請願書・陳情書の受付について。議会に提出された陳情 1 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 4 回定例会、請願・陳情文書表、番号、陳情第 2 号、受付年月日、令和 2 年 11 月 24 日、件名、奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書。

陳情人の氏名、奥多摩町川井 202、奥多摩病院の存続・充実を求める会、代表世話人、藤野茂生。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第 2 号については、会議規則第 37 条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第 2 号については、所管の経済厚生常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するよう、お願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 12 月 16 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 37 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員